

## 介護保険法に基づく介護保険指定事業者の指定の一部の効力の停止処分について

横浜市は、介護保険法（以下「法」という。）に基づく監査を実施した結果、居宅サービス等に関する著しく不当な行為及び不正請求が認められたため、次のとおり法の規定に基づき介護保険指定事業者の指定の一部の効力を停止することを決定しました。

### 1 事業所の名称等

- (1) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護事業所「オーシャン天王町」
- (2) 事業所の所在地 横浜市保土ヶ谷区岩間町 1-8-12 シーコムビル
- (3) サービスの種類 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- (4) 指定年月日 平成 25 年 4 月 1 日
- (5) 開設者 桜栄企画 株式会社 代表取締役 折田 哲朗

### 2 処分内容

- (1) 処分内容 指定の一部の効力の停止（新規利用者受入停止 3 か月間）
- (2) 処分年月日 平成 29 年 3 月 1 日
- (3) 処分期間 平成 29 年 3 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日まで

### 3 処分の理由

- (1) 居宅サービス等に関する著しく不当な行為（法第 78 条の 10 第 1 項第 13 号、第 115 条の 19 第 1 項第 12 号）

横浜市が、小規模多機能型居宅介護事業所「オーシャン天王町」に対する実地指導で、運営基準違反（ケアプラン未整備）を確認しました。横浜市は、改善報告としてケアプランの提出を求めましたが、同報告で、同一建物内の未届有料老人ホームに利用者が入居しているという事実や、当該施設が提供する介護保険外サービス等に関する具体的な内容を一切記載しないと著しく不当な行為が行われました。
- (2) 不正請求（法第 78 条の 10 第 1 項第 8 号、第 115 条の 19 第 1 項第 7 号）

当該施設に入居している利用者について、同一建物以外に居住する者に対してサービスを提供した場合に算定できる介護報酬を請求し、報酬の差額分(※)の利益を不正に得ました。  
(※)同一建物に居住する者に対してサービスを提供した場合、介護報酬は約 1 割少ない単位となります。

### 4 介護報酬の返還額（概算）

不正に請求し、受領していた介護給付費について、法第 22 条第 3 項に基づき、返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じた額を加算して返還を求めます。

- (1) 総額 177 万円（介護給付費：127 万円、加算金：50 万円）
- (2) 返還期間 平成 27 年 11 月から平成 28 年 8 月まで
- (3) 返還対象者 当該施設の入居者（延べ 11 名）

## 5 利用者について

本処分による小規模多機能型居宅介護事業所「オーシャン天王町」の現利用者の処遇上の支障は生じません。

なお、同一建物内の未届有料老人ホームは平成 28 年 12 月に閉鎖され、入居していた利用者は他施設等へ転居したことを確認しています。

### 【参考】「介護保険法」（平成 9 年法律第 123 号）（抜粋）

（不正利得の徴収等）

第 22 条第 3 項 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者・・・（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

（指定の取消し等）

第 78 条の 10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

8 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

13 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

（指定の取消し等）

第 115 条の 19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第五十四条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

12 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

### お問合せ先

健康福祉局介護事業指導課長 赤澤 俊之 Tel 045-671-4251